

## 原文

「国旗及び国歌に関する法律」の運用について、誤解するおそれのある表現である。

制定時に政府は教育現場での強制はしないと明言した。

## 修正文

制定時に政府は義務づけの条文がないこと、児童・生徒の内心の自由にまで立ち入って強制する教育をしてはならないことを明言した。